

スマイルネット支店専用普通預金規定

第1条（利用条件）

1. お客さまおひとりにつき1口座とします。
2. 通帳は発行しません。
3. 代理人カードは発行しません。
4. 無利息型普通預金とすることはできません。
5. 少額貯蓄非課税制度（マル優）の取扱いはできません。
6. 手形、小切手、配当金領収書等その他の証券類の受入れはできません。
7. 融資、ローン等の担保とすることはできません。
8. 口座開設、預入れ、払戻し、解約は、原則として、碧海信用金庫（以下「当金庫」といいます）本支店の窓口で行うことはできません。

第2条（預金口座の開設）

1. この預金の口座開設のお申込みは、次のいずれかの方法によります。
 - (1) スマートフォン（当金庫所定の情報提供サービス対応のもの）で当金庫所定の口座開設アプリを利用する方法
 - (2) 当金庫ホームページからのメールオーダーによる方法
2. 当金庫は、この預金の口座開設を承認した場合、次のとおり処理します。
 - (1) 預金残高0円で口座開設します。
 - (2) ICキャッシュカードを発行し、当金庫にお届けのご住所あてに本人限定受取郵便で送付します。
 - (3) へきしんパーソナルインターネットバンキング（以下「パーソナルIB」といいます）を契約していただきます（口座開設の申込みの際はパーソナルIB契約の申込みもしていただきます）。
3. 当金庫は、第1項による送信内容または送付書類に疑義が生じた場合、お客さまが法令上の義務を履行されない場合および当金庫が口座開設を承認できない事由があると判断した場合は、この預金の口座開設の謝絶、承認取消をすることがあります。

第3条（預金の預入れ）

1. この預金の預入れは、次の方法で行うことができます。
 - (1) 当金庫および当金庫と提携している金融機関等の現金自動入出金機（以下「ATM」といいます）でICキャッシュカードを使用した現金による預入れ
 - (2) パーソナルIBによるお客さまの他の預金口座からの振替
 - (3) 内国為替による振込金の受入れ（外国からの送金による振込金の受入れはできません）
2. 内国為替による振込金の受入れについて、振込通知の発信金融機関から重複発信等の誤発信による取消通知があった場合には、お客さまに事前に通知することなく当該振込金の入金記帳を取消します。

第4条（預金の払戻し）

1. この預金の払戻しは、次の方法で行うことができます。
 - (1) ATMでICキャッシュカードを使用した現金の払戻しおよび振込み
 - (2) パーソナルIBによる振込み
2. 取引実行時点において払戻しする金額が不足している時は、当該取引の依頼は取消されたものとみなし、これにより生じた損害について、当金庫は責任を負いません。

第5条（規定の準用）

1. 本規定に定めのない事項については、スマイルネット支店取引規定、普通預金規定、パーソナルIB利用規定のほか、当金庫が定めた各取引にかかる規定により取扱います。
2. 本規定と他の規定の定めが異なるときは、本規定が優先します。
3. 当金庫が定めた各規定は、当金庫ホームページへの掲載により告知します。

第6条（規定の変更等）

1. この規定の各条項その他の条件は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当金庫ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
2. 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。
3. 当金庫の責めによる場合を除き、当金庫の任意の変更によって損害が生じたとしても、当金庫は責任を負いません。

以 上

(2020年4月1日現在)